

名古屋市公報

平成21年 7月29日号

第819号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話〔052〕972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 条 例 | |
| 緑のまちづくり条例の一部を改正する条例（緑土・総務課）（第41号） | 7 |
| 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例（市経・区政課）（第42号） | 9 |
| 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（住都・建築指導課）（第43号） | 10 |
| 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（住都・建築指導課）（第44号） | 11 |
| 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（教育・総務課）（第45号） | 22 |
| 規 則 | |
| 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則（緑土・総務課）（第86号） | 24 |
| 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（子青・総務課）（第87号） | 26 |
| 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（会計・審査課）（第88号） | 27 |
| 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（住都・建築指導課）（第89号） | 29 |
| 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（市経・地域振興課）（第90号） | 35 |
| 告 示 | |
| 土地区画整理に伴う町の区域の設定及び変更（市経・住居表示課）（第358号） | 36 |
| 建築協定への加入（住都・建築指導課）（第359号） | 39 |
| 市議会の議決を経た予算の要領（財政・財政課）（第360号） | 40 |
| 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の住所変更の届出（住都・志段味総合整備推進室）（第361号） | 57 |
| 名古屋市戸田土地区画整理組合の換地処分公告（住都・区画整理課）（第362号） | 58 |
| 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について（緑土・緑地管理課）（第363号） | 59 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（健福・障害企画課）（第364号） | 62 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定（健福・障害企画課）（第365号） | 64 |

| | | |
|---|------------------------|----|
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による指定介護機関の変更 | (健福・障害企画課) (第366号) | 65 |
| 名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち榎木館の開館 時間の変更について | (住都・都市景観室) (第367号) | 66 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (健福・保護課) (第368号) | 67 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | (健福・保護課) (第369号) | 68 |
| 生活保護法による指定施術者の廃止 | (健福・保護課) (第370号) | 69 |
| 生活保護法による施術者の指定 | (健福・保護課) (第371号) | 70 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (健福・保護課) (第372号) | 71 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | (健福・保護課) (第373号) | 72 |
| 生活保護法による指定施術者の廃止 | (健福・保護課) (第374号) | 74 |
| 生活保護法による施術者の指定 | (健福・保護課) (第375号) | 75 |
| 有料公園施設の供用時間の変更について | (緑土・緑地管理) (第376号) | 77 |

達

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|----|
| 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程 | (総務・行政経営室) (第30号) | 78 |
|-----------------------------|-----------------------|----|

教 育 委 員 会 告 示

| | | |
|----------------------|----------|----|
| 名古屋市立小学校の通学区域の変更について | (第22号) | 79 |
|----------------------|----------|----|

公 告

| | | |
|-----------------------------------|----------------|----|
| 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 | (市経・地域商業課) | 80 |
| 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 | (市経・地域商業課) | 82 |
| 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 | (市経・地域商業課) | 84 |
| 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 | (市経・地域商業課) | 86 |
| 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 | (上下水・給排水設備課) | 88 |
| 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 | (上下水・給排水設備課) | 89 |
| 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 | (上下水・給排水設備課) | 90 |
| 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 | (上下水・給排水設備課) | 91 |
| 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消し 公告 | (上下水・給排水設備課) | 92 |
| 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の取消し公告 | (上下水・給排水設備課) | 93 |

条 例 の あ ら ま し

緑のまちづくり条例の一部を改正する条例（第41号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第25条及び第25条の2関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第12条、第36条の2及び第36条の3関係）

2 施行期日

平成21年10月31日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例（第42号）

1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、中川区役所富田支所の所管区域を整理します。

2 施行期日

名古屋市戸田土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行します。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第43号）

1 改正内容

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第17条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第44号）

1 改正内容

- (1) 地区計画等の区域内における建築物の緑化率の最低限度を定めることに伴い、規定の整備を行います。（第1条、第8条の3から第8条の5及び第15条の2関係）
- (2) 鳴海団地地区計画の変更並びに大井町地区計画及び徳重駅周辺地区計画の決定に伴い、規定の整備を行います。（別表第2関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第12条関係）

2 施行期日

平成21年10月31日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（第45号）

1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定等に伴い、名古屋市立明正小学校及び名古屋市立牧の池中学校の位置の表示を変更します。（別表関係）

2 施行期日

別表小学校の表の改正規定は名古屋市戸田土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、別表中学校の表の改正規定は名古屋市梅森坂東土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第86号）

1 改正内容

浄心駅、浅間町駅及び大江駅周辺に有料自転車駐車を設置します。（別表第2関係）

2 施行期日

平成21年8月1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成21年9月1日から施行します。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
(第87号)

1 内容

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例(平成21年名古屋市条例第38号)の施行期日を平成21年7月25日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則(第88号)

1 改正内容

- (1) 指定代理金融機関が取り扱う公金の収納及び支払の事務等について、必要な事項を定めます。(附則関係)
- (2) その他規定の整理を行います。(第129条及び第89号様式の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則(第89号)

1 改正内容

- (1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(第31条、第32条、別記目次及び第30号様式の3関係)
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第34条及び第32号様式関係)
- (3) その他規定の整備を行います。(第17条、第31条、第35条及び別図4関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成22年4月1日から施行します。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則（第90号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成21年名古屋
市条例第39号）の一部の施行期日を平成21年7月25日と定めるもので
す。

2 施行期日

公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第30号）

1 改正内容

青少年交流プラザに勤務する職員の勤務時間の割振り等を改正します。
（別表関係）

2 施行期日

平成21年7月27日から施行します。

緑のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月22日

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市条例第41号

緑のまちづくり条例の一部を改正する条例

緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の 1 号を加える。

(5) 市民緑地に関する工事以外の工事により必要を生じた行為その他やむを得ない行為で市長が認めるもの

第25条中「増築をいう。以下同じ」を「増築をいう。第26条において同じ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）第 8 条の 3 の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築の場合に準用する。

第25条の 2 中「前条」を「前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）」に、「又は第36条」を「若しくは第36条又は地区計画条例第 8 条の

3」に改める。

第36条の次に次の2条を加える。

(緑の保全及び創出に関する取組みの宣言)

第36条の2 市長は、市民及び事業者による緑の保全及び創出に関する取組みの宣言を承認し、当該宣言に基づいて行われる取組みに関し必要な助言を行うことができる。

(緑化施設の評価)

第36条の3 市長は、現に緑化施設を設置し、又は設置しようとする者の申請に基づき、当該緑化施設の内容について評価を行い、その結果を認定することができる。

附 則

この条例は、平成21年10月31日から施行する。ただし、第12条に1号を加える改正規定及び第36条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 24 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第42号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を
改正する条例

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（昭和30年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表中川区役所富田支所の項所管区域の欄中「及び新家三丁目」を「、新家三丁目、戸田明正一丁目、戸田明正二丁目及び戸田明正三丁目」に改める。

附 則

この条例は、名古屋市戸田土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第43号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第41号中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第44号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第68条の 2 第 1 項」の次に「及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第 1 項」を加える。

第 8 条の 2 の次に次の 3 条を加える。

（建築物の緑化率の最低限度）

第 8 条の 3 敷地面積が30平方メートル以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率（都市緑地法第34条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）を、対象区域内においては、計画地区の区分に応じ、それぞれ別表第 2 右欄の緑化率の最低限度の項に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) この条例の建築物の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）の施行又は適用の日において既に新築又は増築の工事に着手していた建築物
- (2) 増築後の建築物の床面積の合計が当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの
- (3) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (4) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (5) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

3 市長は、前項第3号から第5号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合においては、この条例で定められた建築物の緑化率の最低限度を、当該建築物の対象区域内にある部分に係る都市緑地法第35条第1項、第2項又は第6項の規定による建築物の緑化率の限度とみなして、同条第7項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の緑化率に関する制限を受ける計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定による当該計画地区内の建築物の緑化率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（違反建築物に対する措置）

第8条の4 市長は、前条（第3項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が前条（第3項を除く。）の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

（報告及び立入検査）

第8条の5 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、敷地面積が30平方メートル以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（第8条の3第1項、第4項若しくは第5項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第3項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第12条を次のように改める。

（一の敷地とみなすことによる制限の特例）

第12条 法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第4条から第5条まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定を適用する。

第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した者
- (2) 第 8 条の 5 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、
又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別表第 2 鳴海団地地区整備計画区域の項中

| | |
|-------------|--|
| 高さの最高 限度 | <p>1 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線 (地区施設(区画道路に限る。次号において同じ。))の境界線に一致する部分を除く。)までの 水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを 加えた数値</p> <p>2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線 (地区施設の境界線に一致する部分に限る。)ま での水平距離に1.25を乗じて得たものに5メー トルを加えた数値</p> |
|-------------|--|

を

| | |
|-------------|---|
| 高さの最高 限度 | <p>次の各号に定める数値。ただし、法第 3 条第 2 項 の規定により第 8 条の規定の適用を受けない建築物 について、増築若しくは改築をする場合で、その増 築若しくは改築に係る部分の高さが次の各号に定め る数値以下であるとき又は大規模の修繕若しくは大 規模の様替をするときは、法第 3 条第 3 項第 3 号 及び第 4 号の規定にかかわらず、この限りでない。</p> <p>1 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線 (地区施設(区画道路に限る。次号において同じ。))の境界線に一致する部分を除く。)までの 水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを 加えた数値</p> <p>2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線 (地区施設の境界線に一致する部分に限る。)ま での水平距離に1.25を乗じて得たものに5メー トルを加えた数値</p> |
|-------------|---|

に、

| | | |
|---------|--|--|
| 低層住宅地区 | 用途の制限 | 店舗又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの |
| | 建ぺい率の最高限度 | 10分の6 |
| | 敷地面積の最低限度 | 160平方メートル |
| | 壁面の位置の制限 | <p>外壁等の面から道路境界線及び地区計画の区域の境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> |
| 高さの最高限度 | <p>1 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p> <p>2 10メートル</p> | |

を

| | | |
|------------|-----------|---|
| (A) 低層住宅地区 | 用途の制限 | 店舗又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの |
| | 建ぺい率の最高限度 | 10分の6 |
| | 敷地面積の最低限度 | 160平方メートル |

| | |
|----------|--|
| 最低限度 | |
| 壁面の位置の制限 | <p>外壁等の面から道路境界線及び地区計画の区域の境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> |
| 高さの最高限度 | <p>1 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p> <p>2 10メートル</p> |
| 低層住宅地区 | 用途の制限 |
| | 店舗又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの |
| (B) | 建ぺい率の最高限度 |
| | 10分の5 |
| | 敷地面積の最低限度 |
| | 160平方メートル |
| | 壁面の位置の制限 |
| | <p>外壁等の面から道路境界線、地区施設（区画道路1号に限る。以下この項において同じ。）の境界線及び地区計画の区域の境界線までの距離は1メートル以上（敷地内に歩行者専用通路1号がある場合にあっては、地区施設の境界線までの距離は3メートル以上）、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない</p> |

に改め、

| | |
|---------|--|
| | <p>距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> |
| 高さの最高限度 | <p>次の各号に定める数値。ただし、法第3条第2項の規定により第8条の規定の適用を受けない建築物について、増築若しくは改築をする場合で、その増築若しくは改築に係る部分の高さが次の各号に定める数値以下であるとき又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をするときは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、この限りでない。</p> <p>1 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p> <p>2 10メートル</p> |

同表大井町地区整備計画区域の項中

| | |
|----------|--|
| 壁面の位置の制限 | <p>1 外壁等の面から道路境界線までの距離は、都市計画道路3・2・42大津町線については1.5メートル以上、都市計画道路3・1・144山王線（都市計画道路3・2・42大津町線とのすみ切り部分を含む。）及び名古屋市道前津通については1メートル以上であること。</p> <p>2 外壁等の面から隣地境界線までの距離は4メートル以上であること。</p> |
|----------|--|

| | |
|-------|--------------------------------|
| 壁面の位置 | <p>1 外壁等の面から道路境界線までの距離は、都市</p> |
|-------|--------------------------------|

| | |
|----------|--|
| の制限 | <p>計画道路 3・2・42 大津町線については 1.5メートル以上、都市計画道路 3・1・144 山王線（都市計画道路 3・2・42 大津町線とのすみ切り部分を含む。）及び名古屋市道前津通については 1メートル以上であること。</p> <p>2 外壁等の面から隣地境界線までの距離は 4メートル以上であること。</p> |
| 緑化率の最低限度 | 10分の2 |

に改め、

同表徳重駅周辺地区整備計画区域の項中

| | |
|---------|---|
| 高さの最高限度 | <p>次の各号に定める数値。ただし、都市計画道路 3・2・163 名古屋岡崎線又は都市計画道路 3・4・171 名古屋春木線から 30メートル以内の地域については、この限りでない。</p> <p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に掲げる水平距離が 8メートルを超える範囲内にあつては、当該水平距離と 8メートルとの差に 1.5分の1 を乗じて得たものに 20メートルを加えた数値</p> |
|---------|---|

を

| | |
|---------|--|
| 高さの最高限度 | <p>次の各号に定める数値。ただし、都市計画道路 3・2・163 名古屋岡崎線又は都市計画道路 3・4・171 名古屋春木線から 30メートル以内の地域については、この限りでない。</p> <p>1 31メートル</p> |
|---------|--|

| | |
|----------|---|
| | <p>2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲内にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p> |
| 緑化率の最低限度 | <p>10分の2。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線又は都市計画道路3・4・171名古屋春木線から30メートル以内の地域については、この限りでない。</p> |

に、

| | |
|---------|--|
| 高さの最高限度 | <p>次の各号に定める数値。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30メートル以内の地域については、この限りでない。</p> <p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲内にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p> |
|---------|--|

を

| | |
|---------|--|
| 高さの最高限度 | <p>次の各号に定める数値。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30メートル以内の地域については、この限りでない。</p> <p>1 31メートル</p> |
|---------|--|

| | | |
|----------|---|----|
| | <p>2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲内にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に掲げる水平距離が8メートルを超える範囲内にあつては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値</p> | に、 |
| 緑化率の最低限度 | 10分の2。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30メートル以内の地域については、この限りでない。 | |

| | | |
|----------|--|---|
| 壁面の位置の制限 | <p>外壁等の面から道路境界線までの距離は1.5メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20メートル以内であること。</p> | を |
|----------|--|---|

| | | |
|----------|--|--|
| 壁面の位置の制限 | <p>外壁等の面から道路境界線までの距離は1.5メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> | |
|----------|--|--|

| | | |
|----------|---|-------|
| | <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>3 都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20メートル以内であること。</p> | に改める。 |
| 緑化率の最低限度 | 10分の2.5。ただし、都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20メートル以内の地域については、この限りでない。 | |

附 則

この条例は、平成21年10月31日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（鳴海団地地区整備計画区域の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第45号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立明正小学校 | 名古屋市中川区富田町大字戸田字西立切 | 」を
1 番地の 1

「 | 名古屋市立明正小学校 | 名古屋市中川区戸田明正三丁目1001番地 | 」に
改める。

別表中学校の表中

「 | 名古屋市立牧の池中学校 | 名古屋市名東区梅森坂一丁目4 0 1番地 | 」を

「 | 名古屋市立牧の池中学校 | 名古屋市名東区梅森坂一丁目2504番地 | 」に
改める。

附 則

この条例中別表小学校の表の改正規定は名古屋市戸田土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、別表中学校の表の改正規定は名古屋市梅森坂東土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成21年 7 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第86号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規
則第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

| | |
|-------------|---------------------|
| 庄内通第三自転車駐車場 | 名古屋市西区鳥見町 4 丁目81番 1 |
|-------------|---------------------|

を

」

「

| | |
|-------------|---------------------|
| 庄内通第三自転車駐車場 | 名古屋市西区鳥見町 4 丁目81番 1 |
| 浄心第一自転車駐車場 | 名古屋市西区花の木三丁目18番 |
| 浄心第二自転車駐車場 | 名古屋市西区浄心一丁目 2 番 |

に、

| | |
|-------------|---------------------|
| 浄心西自転車駐車場 | 名古屋市西区浄心一丁目 102 番 1 |
| 浅間町第一自転車駐車場 | 名古屋市西区新道一丁目 2 番 |
| 浅間町第二自転車駐車場 | 名古屋市西区浅間二丁目18番 |

」

「

| | |
|------------|----------------------|
| 笠寺第二自転車駐車場 | 名古屋市南区浜中町 2 丁目 3 番 6 |
|------------|----------------------|

を

」

「

| | |
|------------|----------------------|
| 笠寺第二自転車駐車場 | 名古屋市南区浜中町 2 丁目 3 番 6 |
| 大江第一自転車駐車場 | 名古屋市南区加福本通 2 丁目11番 1 |
| 大江第二自転車駐車場 | 名古屋市南区加福本通 2 丁目45番 |
| 大江第三自転車駐車場 | 名古屋市南区加福本通 1 丁目11番 1 |

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定中庄内通第三自転車駐車場の項を改める部分は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年 7 月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第87号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成21年名古屋市条例第38号）の施行期日は、平成21年 7 月25日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第88号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第129条第2項第8号中「不動産」を「財産」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 9 当分の間、令第168条第3項の規定に基づき市長の指定した指定代理金融機関において、公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせることができる。この場合において、指定代理金融機関の公金の収納の事務にあっては収納代理金融機関の例により、指定代理金融機関の公金の支払の事務にあっては指定金融機関の例による。
- 10 前項前段の場合における第12条から第14条までの規定の適用については、第12条中「という。）」とあるのは「という。）」並びに指定代理金融機関」と、第13条第2項中「収納代理金融機関からの振替金」とあるのは「指定代

理金融機関及び収納代理金融機関からの振替金並びに指定代理金融機関の本店又は支店で取り扱った支払金」と、第14条中「指定金融機関等」とあるのは「指定金融機関等及び指定代理金融機関」と、同条第1号中「収納代理金融機関」とあるのは「指定代理金融機関及び収納代理金融機関」とする。
第89号様式の2中「不動産」を「財産」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第89号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号中「12パーセント」を「9パーセント」に改め、同条第8号イ中「及び第2種低層住居専用地域内にあつては130平方メートル以上」を「、第2種低層住居専用地域」に改める。

第31条第2項中「午後1時」を「午後0時45分」に改め、同条第4項中「第11条の4第1項」を「第11条の4第1項（第7号を除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 指定道路調書にあつては、指定道路調書閲覧申請書（別記第30号様式の3）

第32条第4号中「又は工作物」を「、工作物又は道路」に改める。

第34条第1項中「第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に

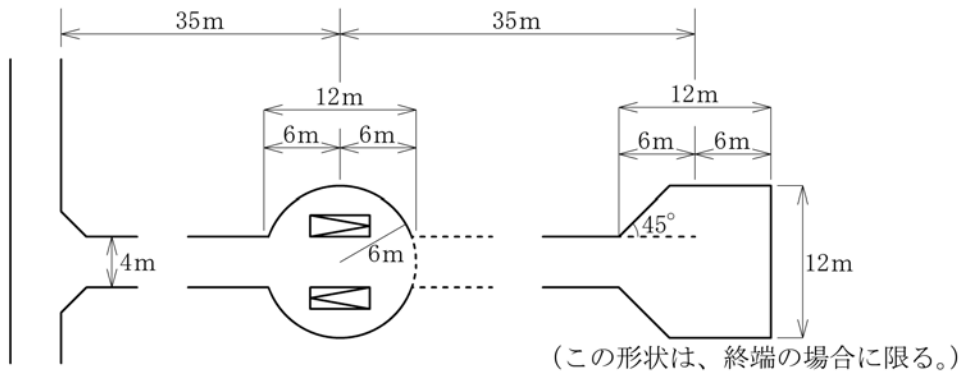
改め、同項第 1 号中「第 6 条第 1 項」の次に「又は第 6 条の 2 第 1 項」を加え、「並びに法第 7 条第 5 項の規定による検査済証」を削る。

第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「第 6 条第 1 項」の次に「又は第 6 条の 2 第 1 項」を加える。

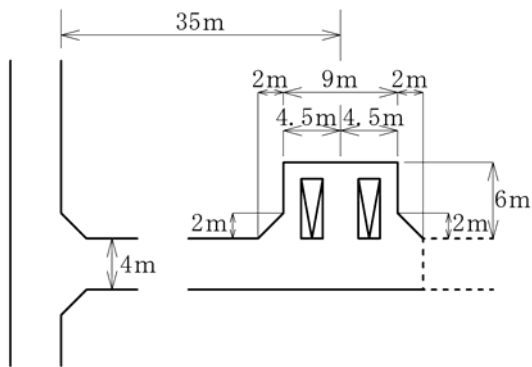
別図 4 を次のように改める。

別図 4

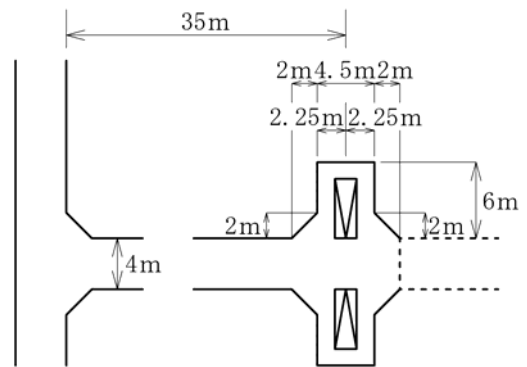
(その 1)



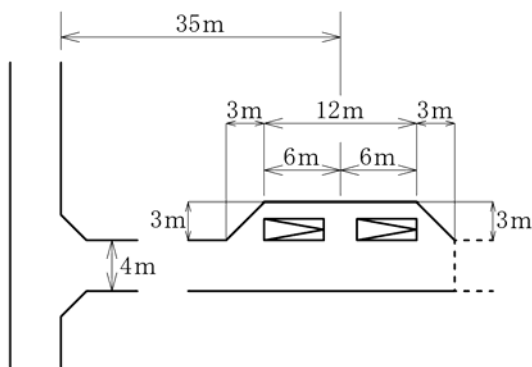
(その 2)



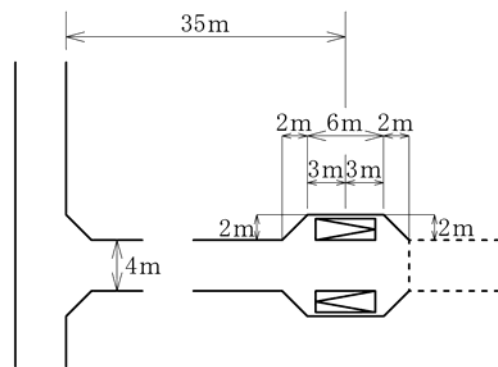
(その 3)



(その 4)



(その 5)



別記目次中「第30号様式の2 定期調査報告概要書等閲覧申請書」を「第30号様式の2 定期調査報告概要書等閲覧申請書」に改める。

号様式の2 定期調査報告概要書等閲覧申請書
号様式の3 指定道路調書閲覧申請書」

別記第30号様式の2の次に次の1様式を加える。

第30号様式の3

指 定 道 路 調 書 閲 覧 申 請 書

| | | | |
|---|-----|-------|-------|
| 年 月 日 | | | |
| (あて先) 名古屋市長 | | | |
| 申請者 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) | | | |
| <p>名古屋市建築基準法等施行細則第31条第4項の規定により、下記の指定道路について 指定道路調書の閲覧を申請します。</p> | | | |
| 記 | | | |
| 指 定 道 路 の 位 置 | | | |
| 指 定 年 月 日 及 び 番 号 | | | |
| 受 付 欄 | 備 考 | | |
| | | | |
| 処 理 番 号 | 第 号 | 処理年月日 | 年 月 日 |

注 印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第32号様式表面注3の項を削り、注4の項を注3の項とし、注5の項を注4の項とし、注6の項中「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改め、同項を注5の項とし、同様式別紙注中「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条第4号及び第8号イ、第31条第4項、第32条第4号並びに別記目次の改正規定並びに別記第30号様式の2の次に1様式を加える改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて道路の位置の指定を申請している者に対する規定の基準については、この規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年 7 月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第90号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成21年名古屋市条例第39号）中別表の改正規定のうち名古屋市明正コミュニティセンターの項を改める部分の施行期日は、平成21年 7 月25日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 358 号

土地区画整理に伴う町の区域の設定及び変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市名東区の別図第 1 の区域において、平成21年 8 月22日から、次のとおり町の区域の変更をする旨、名古屋市長から届出がありましたので、同条第 2 項及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により告示します。

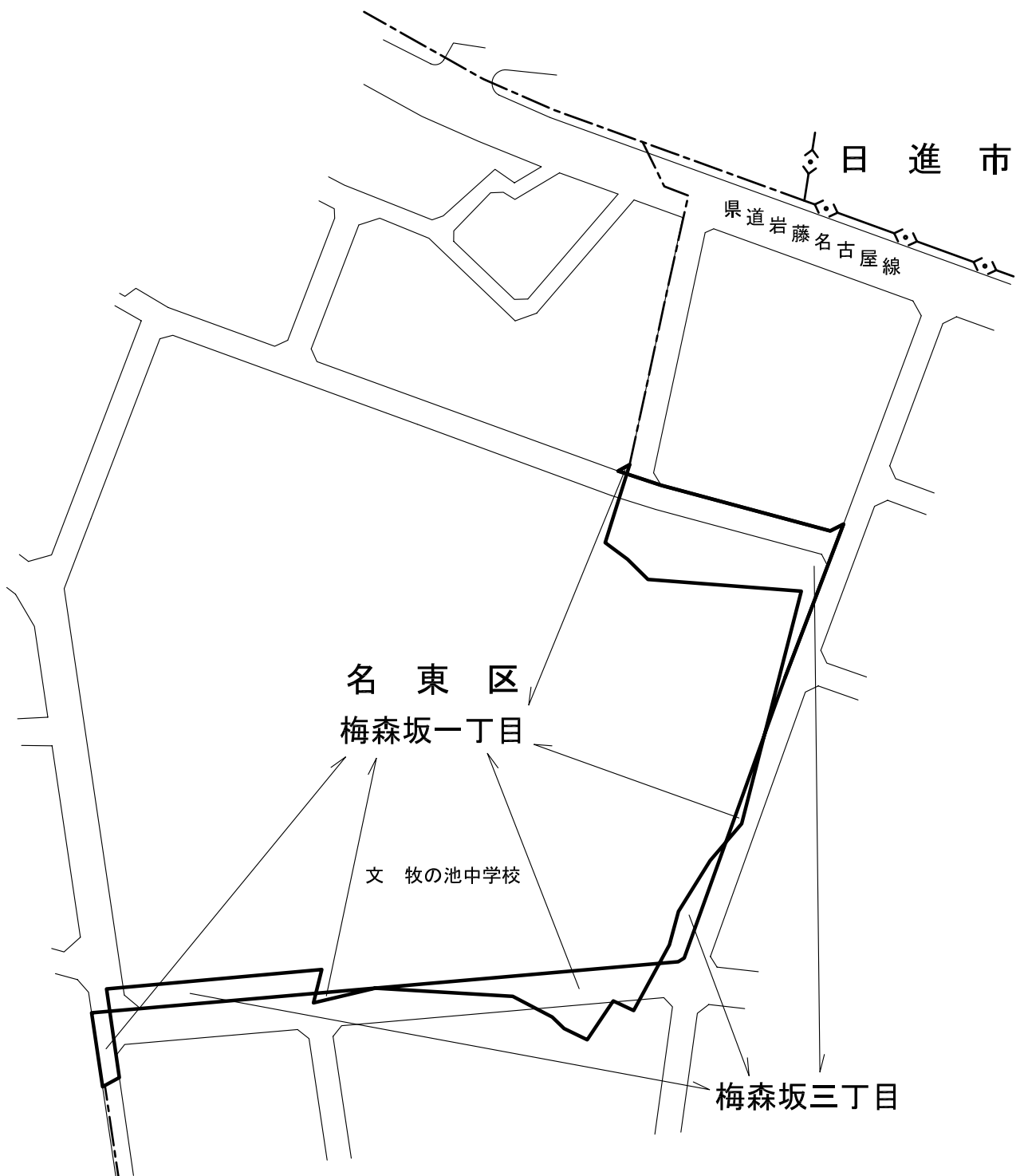
平成21年 7 月22日

名古屋市長 河 村 たかし

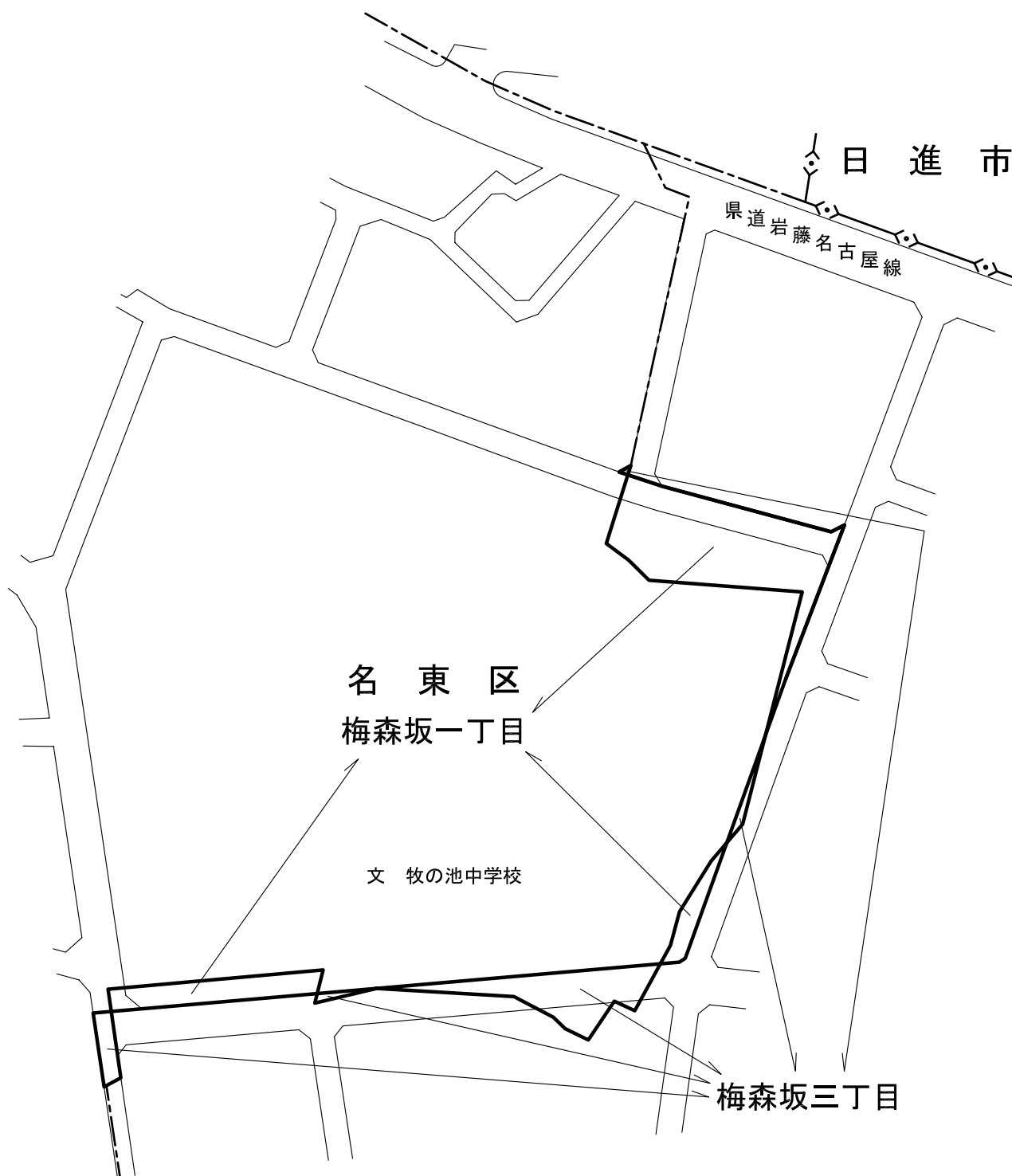
区域を変更する町の名称及びその区域

- 1 名称
梅森坂一丁目及び梅森坂三丁目
- 2 区域
別図第 2 のとおり

名古屋市市民経済局地域振興部住居表示課



| 凡 例 | |
|------|-----------|
| 実施区域 | ——— |
| 市 界 | —<•>— |
| 町 界 | — · — · — |
| 区、町名 | 太 字 |
| 施設名称 | 細 字 |



1 : 1,500 0 50 100 メートル

| 凡 例 | |
|------|---------|
| 実施区域 | ——— |
| 市 界 | —◁▷— |
| 町 界 | — · · — |
| 区、町名 | 太 字 |
| 施設名称 | 細 字 |

名古屋市告示第359号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により告示します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成21年7月22日

名古屋市長 河村たかし

1 建築協定地区の名称

徳川一丁目前ノ町地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

| 新たに協定区域となった土地 | 協定区域となった日 |
|------------------|-----------|
| 名古屋市東区徳川一丁目909番5 | 平成21年7月9日 |

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後0時45分までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 360 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成21年7月7日本市市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表します。

平成21年7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 平成21年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成21年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成21年度名古屋市公債特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成21年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）
- 5 平成21年度名古屋市水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 平成21年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成21年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

平成21年度名古屋市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,501,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,007,341,178千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 既提出の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
|---------|----------|-------------|------------|---------------|
| 1 市 | 税 | 500,081,720 | 1,429,429 | 501,511,149 |
| | 2 固定資産税 | 191,092,720 | 1,429,429 | 192,522,149 |
| 9 国庫支出金 | | 93,949,398 | 12,570,865 | 106,520,263 |
| | 1 負担金 | 74,784,845 | 910,000 | 75,694,845 |
| 10 県支出金 | 2 補助金 | 18,444,685 | 11,660,865 | 30,105,550 |
| | | 31,796,482 | 848,716 | 32,645,198 |
| 11 財産収入 | 1 負担金 | 15,728,097 | 37,216 | 15,765,313 |
| | 2 補助金 | 11,530,506 | 811,500 | 12,342,006 |
| 15 諸収入 | | 6,065,645 | 8,300 | 6,073,945 |
| | 2 財産売却収入 | 4,774,223 | 8,300 | 4,782,523 |
| 16 市債 | | 128,658,525 | 25,148 | 128,683,673 |
| | 7 雑入 | 22,811,089 | 25,148 | 22,836,237 |
| 歳 入 | 1 市債 | 102,493,000 | 1,619,000 | 104,112,000 |
| | 合計 | 102,493,000 | 1,619,000 | 104,112,000 |
| 歳 入 | 合計 | 990,839,720 | 16,501,458 | 1,007,341,178 |

歳出

| 款 | 項 | 既提出の額千円 | 補正額千円 | 計 千円 |
|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 1 議会費 | | 2,542,776 | △ 135,000 | 2,407,776 |
| | 1 議会費 | 2,542,776 | △ 135,000 | 2,407,776 |
| 2 総務費 | | 57,711,188 | 83,414 | 57,794,602 |
| | 1 総務管理費 | 31,127,607 | 83,414 | 31,211,021 |
| 3 健康福祉費 | | 216,389,260 | 323,986 | 216,713,246 |
| | 1 社会福祉費 | 52,275,403 | 149,207 | 52,424,610 |
| | 2 老人福祉費 | 45,137,792 | 18,500 | 45,156,292 |
| | 3 生活保護費 | 58,001,706 | 111,940 | 58,113,646 |
| | 6 国民健康保険費 | 21,980,001 | △ 28,589 | 21,951,412 |
| 4 子ども青少年費 | | 7,224,457 | 72,928 | 7,297,385 |
| | | 98,515,039 | 2,656,106 | 101,171,145 |
| | 1 子ども青少年費 | 98,515,039 | 2,656,106 | 101,171,145 |
| 5 環境費 | | 42,736,904 | 332,438 | 43,069,342 |
| | 1 環境保全費 | 6,619,828 | 150,500 | 6,770,328 |
| 6 市民経済費 | | 36,117,076 | 181,938 | 36,299,014 |
| | | 110,168,624 | 875,000 | 111,043,624 |
| | 1 市民生活費 | 3,464,260 | 680,000 | 4,144,260 |
| 7 緑政土木費 | | 79,851,984 | 123,000 | 79,974,984 |
| | 5 観光費 | 2,743,219 | 72,000 | 2,815,219 |
| | | 70,003,256 | 3,467,700 | 73,470,956 |

| 款 | 項 | 既提出の額千円 | 補正額千円 | 計 千円 |
|--------|-----------|-------------|------------|---------------|
| | 2 道路橋りょう費 | 25,247,364 | 2,543,700 | 27,791,064 |
| | 3 街路費 | 9,815,428 | — | 9,815,428 |
| | 4 治水費 | 5,727,339 | 624,000 | 6,351,339 |
| | 5 緑政費 | 17,796,673 | 300,000 | 18,096,673 |
| | 8 住宅都市費 | 61,466,184 | 1,237,000 | 62,703,184 |
| 9 消防費 | 1 都市計画費 | 34,197,064 | 1,237,000 | 35,434,064 |
| | 1 消防費 | 32,375,994 | 975,322 | 33,351,316 |
| 10 教育費 | 1 消防費 | 32,375,994 | 975,322 | 33,351,316 |
| | | 81,761,235 | 6,685,492 | 88,446,727 |
| | 1 教育総務費 | 7,857,785 | 24,000 | 7,881,785 |
| | 2 小学校費 | 20,602,465 | 5,061,863 | 25,664,328 |
| | 3 中学校費 | 8,553,480 | 1,374,201 | 9,927,681 |
| | 4 高等学校費 | 12,656,352 | 78,480 | 12,734,832 |
| | 5 幼稚園費 | 1,933,756 | 28,248 | 1,962,004 |
| | 6 特別支援学校費 | 769,892 | 114,700 | 884,592 |
| | 10 体育費 | 4,692,203 | 4,000 | 4,696,203 |
| | 合計 | 990,839,720 | 16,501,458 | 1,007,341,178 |

第2表 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 千円 |
|----------|-------------------|-------------------|-----------|----|
| 3 健康福祉費 | 1 社会福祉費 | 民間障害者自立支援施設の整備補助 | 139,964 | |
| 6 市民経済費 | 4 産業費 | 国際会議場への太陽光発電設備の設置 | 72,800 | |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 消防車両の購入 | 704,333 | |
| 10 教育費 | 2 小学校 | 校内通信ネットワークの整備 | 852,000 | |
| | | 地上デジタル放送対応アンテナの設置 | 433,538 | |
| | 3 中学校 | 校舎等の大規模改造 | 2,759,720 | |
| | | 太陽光発電設備の設置 | 420,000 | |
| | | 校内通信ネットワークの整備 | 392,000 | |
| | 4 高等学校 | 地上デジタル放送対応アンテナの設置 | 184,371 | |
| | | 校舎等の大規模改造 | 491,420 | |
| | | 太陽光発電設備の設置 | 60,000 | |
| | 5 幼稚園 | 地上デジタル放送対応アンテナの設置 | 25,620 | |
| | | 地上デジタル放送対応アンテナの設置 | 21,768 | |
| 6 特別支援学校 | 校内通信ネットワークの整備 | 16,000 | | |
| | 地上デジタル放送対応アンテナの設置 | 7,320 | | |
| | | 太陽光発電設備の設置 | 60,000 | |

第3表 債務負担行為補正

| 事 | 項 | 期 | 間 | 限 | 度 | 額 | 千円 |
|------------------------|---|------------------|---|---|---|---------|----|
| 大高西部ポンプ所の電気設備更新工事 | | 平成22年度から平成23年度まで | | | | 250,000 | |
| 小学校新設の実施設計 | | 平成22年度 | | | | 10,000 | |
| 総合体育館レインボウアスリーナの製氷設備工事 | | 平成22年度 | | | | 300,000 | |

第4表 地方債補正

1 追加分

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------|-----------|------------|---|---|
| 老人福祉施設整備費 | 10,000 | 普通貸借又は証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 |

2 変更分

| 起債の目的 | 補 | | | 正 | | | 前 | | | 補 | | | 正 | | | 後 | | | | |
|---------------|------------|------------|---|--|-------|-------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 償還の期間 | 償還の方法 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 起債の方法 | 償還の方法 | 償還の期間 | 償還の方法 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 起債の方法 | 償還の方法 | 償還の期間 | 償還の方法 |
| 公共土木事業費 | 21,087,000 | 普通貸借又は証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率) | 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間 以内に毎年元利もしくは元金均等の方法に より、又は満期日に元金を一括して償還す る。ただし、財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又 は借換えることができる。政府資金を借 り入れる場合は、その融資条件による。 | 同 | 同 | 21,674,000 | 補正前に 同 | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ | 21,674,000 | 補正前に 同 | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ | 補正前に 同じ |
| 公園緑地整備費 | 3,462,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 3,505,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 3,505,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 義務教育施設 整備費 | 1,084,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 2,045,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 2,045,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 高等学校整備費 | 419,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 422,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 422,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 幼稚園整備費 | 7,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 10,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 10,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 特別支援学校 整備費 | 6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 18,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 18,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

平成21年度名古屋市民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成21年度名古屋市民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額千円 | 補正額千円 | 計 額千円 |
|------------|----------|-------------|---------|-------------|
| 1 国民健康保険収入 | | 181,002,253 | 28,589 | 181,030,842 |
| | 1 保険料 | 56,972,313 | 130,672 | 56,841,641 |
| | 3 国庫支出金 | 44,415,214 | 1,991 | 44,417,205 |
| 2 繰入金 | 8 諸収入 | 341,914 | 157,270 | 499,184 |
| | | 21,980,001 | 28,589 | 21,951,412 |
| 歳 入 | 1 他会計繰入金 | 21,980,001 | 28,589 | 21,951,412 |
| | 合 計 | 202,982,255 | — | 202,982,255 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額千円 | 補正額千円 | 計 額千円 |
|-----------|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 国民健康保険費 | | 202,962,255 | — | 202,962,255 |
| | 1 事業費 | 202,107,255 | — | 202,107,255 |
| 歳 出 | 合 計 | 202,982,255 | — | 202,982,255 |

平成21年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第1号）

平成21年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,813,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ632,554,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
|------|------|-------------|-----------|-------------|
| 1 公債 | | 282,878,000 | 1,813,000 | 284,691,000 |
| | 1 公債 | 282,878,000 | 1,813,000 | 284,691,000 |
| 歳入 | 合計 | 630,741,448 | 1,813,000 | 632,554,448 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
|-------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 1 繰出金 | | 199,488,000 | 1,813,000 | 201,301,000 |
| | 1 起債額繰出 | 199,488,000 | 1,813,000 | 201,301,000 |
| 歳出 | 合計 | 630,741,448 | 1,813,000 | 632,554,448 |

平成21年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度名古屋市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度名古屋市病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既定予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
|---------------|------------|---------|------------|
| 支 出 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款 東部医療センター費 | 12,984,714 | 5,000 | 12,989,714 |
| 第1項 医 業 費 用 | 12,678,472 | 5,000 | 12,683,472 |
| 支 出 合 計 | 26,758,457 | 5,000 | 26,763,457 |

平成21年度名古屋市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成21年度名古屋市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成21年度名古屋市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「20,633,787千円」を「20,656,787千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既定予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
|-----------|------------|---------|------------|
| 収 入 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款 資本的収入 | 7,606,583 | 477,000 | 8,083,583 |
| 第1項 企業債 | 5,000,000 | 76,000 | 5,076,000 |
| 第3項 国庫補助金 | 117,000 | 401,000 | 518,000 |
| 支 出 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款 資本的支出 | 28,240,370 | 500,000 | 28,740,370 |
| 第1項 建設改良費 | 17,063,661 | 500,000 | 17,563,661 |

(企業債)

第3条 予算第6条中「起債の目的 第2次水道基幹施設整備費に於てるため」を「起債の目的 第2次水道基幹施設整備費及び第2次配水管網整備費に於てるため」に改め、「限度額 5,000,000千円」を次のように改める。

| | |
|--------------|-------------|
| 限度額 | 5,076,000千円 |
| 第2次水道基幹施設整備費 | 5,045,600千円 |
| 第2次配水管網整備費 | 30,400千円 |

平成21年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度名古屋市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度名古屋市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既定予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
|-------------|------------|---------|------------|
| 収 入 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款 下水道事業収益 | 77,692,591 | 5,000 | 77,697,591 |
| 第2項 営業外収益 | 530,242 | 5,000 | 535,242 |
| 支 出 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 第1款 下水道経営費 | 76,735,591 | 5,000 | 76,740,591 |
| 第2項 営業外費用 | 15,666,598 | 5,000 | 15,671,598 |

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「41,381,229千円」を「41,386,229千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既定予定額) | | (補正予定額) | | (計) |
|-----------|------------|----|---------|----|------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 収入 | | | | | |
| 第1款 資本的収入 | 39,748,242 | | 845,000 | | 40,593,242 |
| 第1項 企業債 | 25,493,000 | | 118,000 | | 25,611,000 |
| 第2項 国庫補助金 | 12,399,950 | | 727,000 | | 13,126,950 |
| 支出 | | | | | |
| 第1款 資本的支出 | 81,131,665 | | 850,000 | | 81,981,665 |
| 第1項 建設改良費 | 47,940,090 | | 850,000 | | 48,790,090 |

(企業債)

第4条 予算第6条中「限度額25,519,000千円」を「限度額25,637,000千円」に改め、「下水道事業建設費25,493,000千円」を「下水道事業建設費25,611,000千円」に改める。

名古屋市告示第 361 号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の住所変更の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市中志段味特定土地区画整理組合から次の理事の住所変更の届出がありました。

平成21年 7 月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 氏 名 | 変 更 前 の 住 所 | 変 更 後 の 住 所 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|
| 深 田 英 樹 | 名古屋市守山区大字中志 段味字大屋敷1532番地 | 名古屋市守山区大字中志 段味字大屋敷1577番地 |

名古屋市住宅都市局開発調整部志段味総合整備推進室

名古屋市告示第 362 号

名古屋市戸田土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、名古屋市戸田土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成21年 7 月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 363号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

| | | | |
|------|------------|-----------|-------------|
| 鹿子公園 | 千種区平和公園二丁目 | 図面千種43の区域 | 昭和56年 4月 1日 |
|------|------------|-----------|-------------|

」

を

「

| | | | |
|------|---------------------|-------------|-------------|
| 鹿子公園 | 千種区平和公園二丁目、徳川山町 6丁目 | 図面千種43の2の区域 | 昭和56年 4月 1日 |
|------|---------------------|-------------|-------------|

」

に、

「

| | | | |
|------|---------------|-----------|-------------|
| 中蔵公園 | 中川区富田町大字戸田字中蔵 | 図面中川88の区域 | 昭和58年 4月 1日 |
|------|---------------|-----------|-------------|

」

を

「

| | | | |
|------|------------|-----------|-------------|
| 中蔵公園 | 中川区戸田明正二丁目 | 図面中川88の区域 | 昭和58年 4月 1日 |
|------|------------|-----------|-------------|

」

に、

「

| | | | |
|------|-----------------------------|-----------------|-------------|
| 富田公園 | 中川区富田町大字服部字鶴ノ首、字君矢田、大字春田字川原 | 図面中川 148 の 6の区域 | 平成 7年 4月 1日 |
|------|-----------------------------|-----------------|-------------|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 割、字北甚兵衛浦、 字新替、字大明神割、 字鍋鶴、字大明神屋 敷、大字戸田字外戸、 字上新田、字中新田、 字下新田 | | |
|--|--|--|--|

を
「

| | | | |
|------|--|--------------------|-------------|
| 富田公園 | 中川区富田町大字服 部字鶴ノ首、字君矢 田、大字春田字川原 割、字北甚兵衛浦、 字新替、字大明神割、 字鍋鶴、字大明神屋 敷、戸田明正一丁目 | 図面中川 148 の 6の区域 | 平成 7年 4月 1日 |
|------|--|--------------------|-------------|

に、
「

| | | | |
|-------|--------------------|-----------------|-------------|
| 東米替公園 | 中川区富田町大字戸 田字東米替 | 図面中川 162 の区域 | 平成19年 3月 1日 |
|-------|--------------------|-----------------|-------------|

を
「

| | | | |
|-------|----------------|-----------------|-------------|
| 東米替公園 | 中川区戸田明正二丁 目 | 図面中川 162 の区域 | 平成19年 3月 1日 |
|-------|----------------|-----------------|-------------|

に、
「

| | | | |
|------------|-------|----------------|-------------|
| 有松武路公 園 | 緑区武路町 | 図面緑 217の 区域 | 平成21年 3月31日 |
|------------|-------|----------------|-------------|

を
「

| | | | |
|------------|-----------|----------------|-------------|
| 有松武路公 園 | 緑区武路町 | 図面緑 217の 区域 | 平成21年 3月31日 |
| 八ツ松東公 園 | 緑区鳴海町字八ツ松 | 図面緑 218の 区域 | 平成21年 7月25日 |

| | | | |
|--------|-----------|----------------|-------------|
| ハツ松西公園 | 緑区鳴海町字ハツ松 | 図面緑 219の 区域 | 平成21年 7月25日 |
|--------|-----------|----------------|-------------|

に改めます。

附 則
この告示は、平成21年度 7月25日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 364号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------------|-----------------------|-------------|
| 覚王山メンタルクリニック | 名古屋市千種区覚王山通 9丁目18番地 | 平成21年 5月 1日 |
| 名古屋市医師会北区休日急病診療所 | 名古屋市北区下飯田町 3丁目 3番地の 2 | 平成21年 3月26日 |
| 横井耳鼻咽喉科 | 名古屋市北区鳩岡町 1丁目 5番地 | 平成21年 4月 1日 |
| クリニックロタージェ | 名古屋市中区栄三丁目 4番22号 | 平成21年 5月 1日 |
| さくらクリニックみみ・はな・のど | 名古屋市昭和区菊園町 1丁目 9番地 | 平成21年 4月 1日 |
| 内科・糖尿病内科前島医院 | 名古屋市昭和区緑町 1丁目15番地の 1 | 平成21年 4月27日 |
| 医療法人社団健翔会わたなべ内科クリニック | 名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地の 1 | 平成21年 4月 1日 |
| こでまりクリニック | 名古屋市守山区小幡二丁目 4番 7号 | 平成21年 6月 1日 |
| いかい内科クリニック | 名古屋市守山区白山四丁目1001番地の 1 | 平成21年 5月 1日 |
| 藤田外科 | 名古屋市緑区境松二丁目 333番地 | 平成21年 4月 1日 |
| あおやま胃腸内科外科 | 名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の11 | 平成21年 5月 1日 |

| | | |
|-----------------|------------------------|-------------|
| あべ歯科クリニック | 名古屋市西区稲生町字杵先2200番地の132 | 平成21年 5月 1日 |
| なでしこ歯科 | 名古屋市西区二方町40番地 | 平成21年 5月 1日 |
| しんデンタルクリニック | 名古屋市西区幅下一丁目13番18号 | 平成21年 5月 1日 |
| 日比野歯科医院 | 名古屋市中村区名駅二丁目36番 6号 | 平成21年 5月 1日 |
| なかよう歯科 | 名古屋市中区金山四丁目 3番 7号 | 平成21年 4月 1日 |
| 山口歯科 | 名古屋市昭和区村雲町17番26号 | 平成20年 4月 1日 |
| ふるた歯科クリニック | 名古屋市守山区大森三丁目 614番地 | 平成21年 4月 1日 |
| くるみ調剤薬局ささしま西店 | 名古屋市中村区大正町 2丁目48番地の 4 | 平成21年 5月 1日 |
| こいで調剤薬局御器所店 | 名古屋市昭和区出口町 3丁目59番地 | 平成21年 5月 1日 |
| いぶき調剤薬局春田店 | 名古屋市中川区春田五丁目 102番地 | 平成21年 4月 1日 |
| もろのき調剤薬局 | 名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の78 | 平成21年 5月 8日 |
| くるみ調剤薬局みどり区役所前店 | 名古屋市緑区青山三丁目24番地 | 平成21年 5月 7日 |
| スカイ調剤薬局香南店 | 名古屋市名東区香南一丁目 501番地の 1 | 平成21年 5月13日 |
| 泉訪問看護ステーション | 名古屋市中区栄三丁目11番31号 | 平成21年 5月 1日 |
| 訪問看護キープオン | 名古屋市緑区姥子山一丁目 610番地 | 平成21年 3月 1日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 365号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による施術者の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第55条において準用する同法第 49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 施 術 者 名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------|----------------------------|-------------|
| 施 術 所 名 | | |
| 船橋 徹至 | 名古屋市中区新栄三丁目18番 7号 | 平成21年 5月 1日 |
| 銭田治療院 | | |
| 廣角 将旭 | 名古屋市西区中沼町 100番地 | 平成21年 5月20日 |
| アクティブ名西鍼灸 マッサージ治療院 | | |
| 遠山 真次 | 名古屋市港区港楽一丁目 1番 1 - 307号 | 平成21年 5月18日 |
| 遠山 真次 | | |
| 大塚 信二 | 名古屋市昭和区山手通 5丁目18番 地の 4 | 平成21年 5月18日 |
| やすらぎの手治療院 | | |
| 水野 正裕 | 一宮市西大海道字郷前45番地 | 平成21年 5月 1日 |
| 西成接骨院 | | |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 366号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定介護機関の変更

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 通所介護

| | | |
|-------|-----------------------|-------------------|
| 名 称 | 新 | デイサービスセンターのぞみ希望ヶ丘 |
| | 旧 | デイサービスセンター希望のぞみ |
| 所 在 地 | 名古屋市千種区富士見台 4丁目 100番地 | |
| 変更年月日 | 平成20年 6月 1日 | |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 367号

名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち榑木館の開館時間
の変更について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条
の 2第 1項及び名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規
則第 131号）第 3条第 1項の規定により、次のように開館時間を変更します。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸
名古屋市文化のみち榑木館

2 変更内容

平成21年 8月 8日（土）の開館時間について、「午前10時から午後 5時ま
で」を「午前10時から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 368号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------------------|----------------------|-------------|
| 葛谷眼科院 | 名古屋市中区栄一丁目 7番13号 | 平成21年 3月31日 |
| 八事眼科 | 名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1 | 平成21年 1月31日 |
| 八事眼科 | 名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1 | 平成21年 2月28日 |
| すみ産婦人科 | 名古屋市熱田区玉の井町12番 5号 | 平成17年 9月 1日 |
| カナレサージカルクリニック名古屋腰痛治療センター | 名古屋市名東区文教台一丁目 231番地 | 平成21年 3月20日 |
| ケアプラスクリニック | 名古屋市名東区西山本通 1丁目11番地 | 平成21年 2月28日 |
| くすのき調剤薬局 | 名古屋市北区会所町 226番地 | 平成21年 2月28日 |
| 繁栄堂薬局平中店 | 名古屋市西区平中町 356番地 | 平成21年 2月28日 |
| 株式会社石川薬局 | 名古屋市昭和区白金一丁目 6番 5号 | 平成21年 3月31日 |
| いぶき調剤薬局春田店 | 名古屋市中川区春田五丁目 102番地 | 平成21年 1月31日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 369号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|------------------------|-------------|
| 愛こころのクリニック | 名古屋市北区黒川本通 2丁目17番地 | 平成21年 4月 1日 |
| 八事眼科 | 名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1 | 平成21年 2月 1日 |
| 武田ハートクリニック | 名古屋市緑区鳴海町字熊ノ前12番地の 139 | 平成21年 3月 3日 |
| ケアプラスクリニック | 名古屋市名東区西山本通 1丁目11番地 | 平成21年 3月 1日 |
| わたなべメンタルクリニック | 名古屋市名東区藤が丘 141番地 | 平成21年 4月 1日 |
| 八事眼科 | 名古屋市天白区音聞山1002番地 | 平成21年 3月 1日 |
| げんき堂薬局庄内店 | 名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地 | 平成21年 3月 1日 |
| いぶき調剤薬局春田店 | 名古屋市中川区春田五丁目 102番地 | 平成21年 2月 1日 |
| チューリップ薬局平針店 | 名古屋市天白区向が丘二丁目1107番地 | 平成21年 4月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 370号

生活保護法による指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 施 術 者 名 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------|--------------------|-------------|
| 施 術 所 名 | | |
| 坂井 隆仁 | 名古屋市守山区森孝一丁目1702番地 | 平成21年 3月31日 |
| おおしま接骨院 | | |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 371号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 施 術 者 名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|---------------------|-------------|
| 施 術 所 名 | | |
| 村瀬 貞二 | 名古屋市千種区法王町 2丁目 3番地 | 平成21年 3月10日 |
| 柏田治療院 | | |
| 三宅 長利 | 名古屋市中川区小本本町 3丁目53番地 | 平成21年 3月 9日 |
| マッサージハリゆたか治療院 | | |
| 神戸 政樹 | 名古屋市中川区春田五丁目41番地 | 平成21年 3月24日 |
| たろう鍼灸院 | | |
| 松川 昌史 | 名古屋市天白区中平四丁目 214番地 | 平成21年 3月 4日 |
| 松川鍼灸マッサージ治療院 | | |
| 村雲 大輔 | 名古屋市南区泉楽通 3丁目10番地 | 平成21年 3月 2日 |
| 村雲鍼灸接骨院 | | |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 372号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------|-----------------------|-------------|
| かとう皮膚科内科 | 名古屋市東区代官町12番10号 | 平成21年 3月31日 |
| スカイル内科 | 名古屋市中区栄三丁目 4番 5号 | 平成15年 3月31日 |
| 鈴木内科小児科医院 | 名古屋市瑞穂区神前町 2丁目36番地の 2 | 平成21年 3月31日 |
| 安藤医院 | 名古屋市中川区荒子町字大門西46番地 | 平成21年 3月31日 |
| 医療法人済美会石川病院 | 名古屋市南区鳥栖一丁目15番28号 | 平成21年 3月31日 |
| 岩見耳鼻咽喉科医院 | 名古屋市天白区土原三丁目1202番地 | 平成21年 3月31日 |
| 合資会社宮地薬局 | 名古屋市守山区甘軒家 7番10号 | 平成21年 3月26日 |
| 名古屋処方箋調剤薬局平針店 | 名古屋市天白区向が丘二丁目1212番地 | 平成21年 3月19日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 373号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------------|-----------------------|-------------|
| 整形外科京命クリニック | 名古屋市千種区京命二丁目 8番21号 | 平成21年 4月 1日 |
| ココカラウィメンズクリニック | 名古屋市東区泉一丁目23番37号 | 平成21年 3月31日 |
| かとう皮膚科 | 名古屋市東区代官町12番10号 | 平成21年 4月 1日 |
| 医療法人日清会清里記念クリニック | 名古屋市西区二方町40番地 | 平成21年 4月13日 |
| クリスタルアイクリニック | 名古屋市西区二方町40番地 | 平成21年 4月 1日 |
| さかえ第一クリニック | 名古屋市中区新栄町 2丁目13番地 | 平成21年 4月 6日 |
| 医療法人順秀会スカイル内科 | 名古屋市中区栄三丁目 4番 5号 | 平成15年 4月 1日 |
| すずきクリニック | 名古屋市瑞穂区神前町 2丁目36番地の 2 | 平成21年 4月 1日 |
| 安藤医院 | 名古屋市中川区荒子町字大門西46番地 | 平成21年 4月 1日 |
| 医療法人済美会石川クリニック | 名古屋市南区鳥栖一丁目15番28号 | 平成21年 4月 1日 |
| 高針台整形外科クリニック | 名古屋市名東区高針台二丁目 103番地 | 平成21年 4月 8日 |
| ジャスコワンダーシティ店薬局 | 名古屋市西区二方町40番地 | 平成21年 4月 1日 |
| あおい薬局栄店 | 名古屋市中区栄三丁目 4番 105号 | 平成21年 4月 1日 |

| | | |
|----------------|-------------------------|-------------|
| くるみ調剤薬局みなみ店 | 名古屋市南区豊田二丁目 5番21号 | 平成21年 4月 1日 |
| 有限会社ひまわり薬局大永寺店 | 名古屋市守山区永森町 341番地 | 平成21年 4月 1日 |
| 調剤薬局薬房 | 名古屋市緑区有松町大字有松字往環北 135番地 | 平成21年 4月 1日 |
| ナースステーション一休 | 名古屋市南区柵下町 1丁目 3番地 | 平成21年 4月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 374号

生活保護法による指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 施 術 者 名 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------|----------------------------|-------------|
| 施 術 所 名 | | |
| 河津 孝一 | 名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目 8番地 地の 1 | 平成21年 3月 1日 |
| 治療院健塾 | | |
| 中山 義之 | 名古屋市南区泉楽通 3丁目10番地 | 平成19年 7月31日 |
| 村雲接骨院 | | |
| 六郷 浩庸 | 知多市清水が丘 2丁目1001番地 | 平成21年 3月31日 |
| 六郷接骨院 | | |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 375号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

| 施 術 者 名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|---------------------------|-------------|
| 施 術 所 名 | | |
| 森川 弘國 | 名古屋市北区金城一丁目 2番 | 平成21年 4月22日 |
| 森川あん摩治療院 | | |
| 平山 博之 | 名古屋市中村区新富町 3丁目 6番 7号 | 平成21年 4月 1日 |
| 平山マッサージ治療院 | | |
| 田中 学 | 名古屋市緑区兵庫二丁目 905番地 | 平成21年 4月 8日 |
| 治療院たなか | | |
| 中山 義之 | 名古屋市瑞穂区亀城町 5丁目 5番 地の 2 | 平成21年 3月30日 |
| なかやま接骨院 | | |
| 笹野 博嗣 | 名古屋市中川区荒子一丁目 209番 地 | 平成21年 3月27日 |
| せっこついん荒子 2 n d | | |
| 内藤 康貴 | 名古屋市中川区荒子一丁目 209番 地 | 平成21年 4月 1日 |
| せっこついん荒子 2 n d | | |

| | | |
|---------|--------------------------|-------------|
| 前田 和弘 | 春日井市六軒屋町 5丁目 158番地の 2 | 平成21年 3月24日 |
| コツコツ接骨院 | | |
| 密山 俊 | 春日井市六軒屋町 1丁目52番地 | 平成21年 4月 1日 |
| あおい接骨院 | | |
| 臼井 久知 | 名古屋市名東区猪子石原二丁目 1212番地 | 平成21年 4月 8日 |
| うすい接骨院 | | |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成21年 7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

東山公園 動植物園（ただし、植物園全域及び動物園一部区域を除く。）
正門前駐車場、北園門前駐車場、植物園東駐車場、上池駐車場
動物園西駐車場、緑橋下駐車場及び展望塔前駐車場

2 変更内容

| 名 称 | 供用時間を変更する日 | 供用時間 |
|--|---|--------------------------|
| 動植物園 | | 午前 9時から午後 8時まで |
| 正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園） | 平成21年 8 月 7日、同 月 8日、同 月 9日、同 月14日、同 月15日及び | 午前 8時45分から午後 8時 30分まで |
| 展望塔前駐車場（東山公園） | 同月16日 | 午前 8時45分から午後 8時 まで |

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

子ども青少年局
青少年交流プラザ

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

平成21年7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

別表子ども青少年局青少年交流プラザの項中

「

| | | |
|---|--------------------|----|
| B | 午後1時15分から午後9時45分まで | 45 |
|---|--------------------|----|

を

| | | |
|---|---|----|
| B | 午後1時15分から午後9時45分まで | 45 |
| C | 午後0時から午後10時30分まで及び翌日の午前6時30分から午後0時45分まで | 75 |

」

に改める。

附 則

この達は、平成21年7月27日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 22 号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立鳴海東部小学校及び名古屋市立大清水小学校の通学区域の変更について次のように定め、平成22年4月1日から施行します。

平成21年 7月23日

名古屋市教育委員会委員長 後 藤 澄 江

次の区域を名古屋市立鳴海東部小学校の通学区域から除き、名古屋市立大清水小学校の通学区域に加える。

名古屋市緑区鳴海町字大清水69番 228の一部、69番 269の一部、69番2099の一部、69番2191の一部、69番2194～69番2197、字水広下 115番 1の一部、115番 2、115番 3の一部、115番 4～115番 6、115番 7の一部、115番 8の一部、115番 9、115番21～115番24、115番28の一部、115番30～115番32、115番34、116番 1～116番 8、117番の一部、118番 1～118番 2、119番 1～119番 4、120番 1、120番 2の一部、120番 3、120番 4の一部、121番 1、121番 2の一部、121番 3、121番 4の一部、121番 6の一部、121番 13～121番14、121番16～121番45、122番 4～122番 7、122番14、122番 16～122番21、122番22の一部、122番23～122番25、122番27～122番35、122番36の一部、122番40、122番42～122番43、122番45～122番49、123番13の一部、123番20～123番25、123番27の一部、123番51の一部、123番 61～123番62、123番64、123番66、123番74、123番75の一部、123番99～123番 100、123番 151～123番 152、123番 158の一部、123番 159、123番 160の一部、123番 161の一部、123番 162の一部、123番 163の一部

教育委員会事務局総務部施設課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友御器所店

名古屋市昭和区塩付通 3丁目 1番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 設置者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

| 小売業者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

3 変更の日

平成20年11月17日

4 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者の役職名変更のため

5 届出の日

平成21年 7月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 7月23日から平成21年11月24日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年11月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友熱田三番町店

名古屋市熱田区三番町 212番 外 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 設置者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

| 小売業者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

3 変更の日

平成20年11月17日

4 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者の役職名変更のため

5 届出の日

平成21年 7月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 7月23日から平成21年11月24日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年11月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友鳴海店

名古屋市緑区黒沢台四丁目 801番 外 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 設置者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

| 小売業者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

3 変更の日

平成20年11月17日

4 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者の役職名変更のため

5 届出の日

平成21年 7月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 7月23日から平成21年11月24日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年11月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友高針店

名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 外 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 設置者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

| 小売業者 | 代表者の氏名 | |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| (株)西友 | 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー | 代表取締役 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー |

3 変更の日

平成20年11月17日

4 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者の役職名変更のため

5 届出の日

平成21年 7月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 7月23日から平成21年11月24日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年11月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成21年 7月24日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

指定した指定給水装置工事事業者

| 指定番号 | 名 称 | 代表者 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|---------|-------|---------------------------|-------------|
| 第1143号 | (有)日祥技研 | 金原 規夫 | 愛知県岡崎市土井町 字西番城19番地 1 | 平成21年 6月18日 |
| 第1144号 | (株)竹内商会 | 竹内 良一 | 愛知県春日井市出川 町 2丁目31番地の 2 | 平成21年 6月18日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成21年 7月24日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

指定した指定排水設備工事店

| 指定番号 | 名 称 | 代表者 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|--------------|-------|-----------------------|-------------|
| 第1136号 | (株)レクト名古屋営業所 | 松本 英隆 | 名古屋市中区新栄一丁目31番15号 | 平成21年 6月18日 |
| 第1143号 | (有)日祥技研 | 金原 規夫 | 愛知県岡崎市土井町字西番城19番地 1 | 平成21年 6月18日 |
| 第1144号 | (株)竹内商会 | 竹内 良一 | 愛知県春日井市出川町 2丁目31番地の 2 | 平成21年 6月18日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成21年 7月24日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

| 指定番号 | 名 称 | 代表者 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------|----------|-------|--------------------|-------------|
| 第 995号 | (有)吉川工業所 | 吉川 宏志 | 名古屋市北区元志賀町 2丁目17番地 | 平成21年 6月25日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市指定排水設備工事店から次のように廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成21年 7月24日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

事業を廃止した指定排水設備工事店

| 指定番号 | 名 称 | 代表者 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------|----------|-------|--------------------|-------------|
| 第 995号 | (有)吉川工業所 | 吉川 宏志 | 名古屋市北区元志賀町 2丁目17番地 | 平成21年 6月25日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消し公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第15条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消しを行ったので、同規程第17条第3号の規定により公告する。

平成21年 7月24日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

指定を取り消した指定給水装置工事事業者

| 指定番号 | 名 称 | 代表者 | 所 在 地 | 取消年月日 |
|--------|-----------|-------|--|-------------|
| 第 604号 | 神田設備(株) | 神田 良雄 | 名古屋市北区生駒町 5丁目96番地 | 平成21年 6月25日 |
| 第 908号 | (有)アスコム | 鈴木 章仁 | 愛知県半田市宮本町 3丁目 201番地の11 | 平成21年 6月26日 |
| 第 938号 | ケイ・プランニング | 河合 毅 | 愛知県稲沢市下津町 銚子原20番地 2 パールコートエルザ 404 | 平成21年 6月26日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の取消し公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第8条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の取消しを行ったので、同規程第22条第1項第4号の規定により公告する。

平成21年 7月24日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

指定を取り消した指定排水設備工事店

| 指定番号 | 名 称 | 代表者 | 所 在 地 | 取消年月日 |
|--------|---------------|-------|--|-------------|
| 第 419号 | 西口設備工 業所 | 西口 英利 | 名古屋市守山区小幡 宮ノ腰 6番17号 | 平成21年 6月26日 |
| 第 908号 | (有)アスコム | 鈴木 章仁 | 愛知県半田市宮本町 3丁目 201番地の11 | 平成21年 6月26日 |
| 第 938号 | ケイ・プラ ンニング | 河合 毅 | 愛知県稲沢市下津町 銚子原20番地 2 パールコートエルザ 404 | 平成21年 6月26日 |

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課